

大和有機センター自家用電気工作物保安管理業務仕様書

この仕様書は、発注者及び受注者が相互に協力し、信義を守り、委託業務が安全で誠実に実施され施設の維持管理が円滑に遂行されるための大要を示すものであり、実状に応じて本仕様書に記載のない事項及び定めのない事項についても、法令その他の慣習に従うほか、両者が協議して決定するものとする。

委託業務名

大和有機センター自家用電気工作物保安管理業務

1. 対象施設の名称

大和有機センター

対象施設の所在地

広島県三原市大和町蔵宗2987番地2

対象工作物の詳細等

最大電力 81 kW

設備容量 110 kVA

受電電圧 6, 600V

2. 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

3. 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4. 隔月の月次点検及び年1回以上の年次点検、また工事期間中にあっては、毎週1回以上の点検を行い、その都度施設管理者の確認を経て結果報告書を作成し、点検状況のわかる写真等を添付して設置者へ提出する。ただし、実施日については発注者と協議の上、行う。

5. この業務は、経済産業省令による電気設備に関する技術基準その他関係法令及び電気事業法施行規則第52条第2項の規定に定めるところにより行う。

6. 保安・管理にあたっての絶縁監視装置については、受注後、受注者によりこれの取り付けを行う。

7. 本契約において、受注者自らが行う本業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更（改造・修理・取替え及び廃止等をいう。以下同じ）の工事を行う場合における工事計画に対する保安上の審査、工事期間中の点検及びこれらに伴う保安上必要な指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における改造・修理・取替え及び廃止等の指示又は助言。
- (2) 電気工作物の設置又は変更の工事が完了した場合における竣工検査の実施並びに必要な指示又は助言。
- (3) 設備が運転中に行う電気工作物の点検、測定の定期的実施（以下「月次点検」という。）並びにその結果に対する必要な指導及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における改造・修理・取替え及び廃止等の指示又は助言。
- (4) 月次点検を行う前に発注者及び施設の職員が行った日常巡視等で電気工作物に異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった電気工作物の点検の実施並びにその結果に対する指示又は助言。
- (5) 主として停電により設備を停止状態にして電気工作物の点検、測定、試験の定期的実施（以

下「年次点検」という。)並びにその結果に対する指示及び助言並びに点検の結果から技術基準への不適合及び不適合のおそれがあると判断した場合における改造・修理・取替え及び廃止等の指示又は助言。

- (6) 電気事故・故障の発生や発生のおそれがあるとの連絡を受けた場合における現状の確認、応急措置の指導、指示及び必要に応じて臨時点検の実施並びに事故原因の調査及び再発防止のための措置についての指示又は助言。
- (7) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中国四国産業保安監督部長への届出又は電気関係報告規則に基づく事故報告等を行う場合における報告書類の作成及び手続きに対する指示又は助言。
- (8) 法令に基づいて官庁が実施する検査及び審査への立会。
- (9) その他保安規程に定められている事項。

8. 前項の電気工作物の対象設備、点検、測定及び試験に関する細目及び具体的基準は、別表1によるものとする。

ただし、別表2に掲げる電気工作物については、受注者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が受注者により確認されている場合にあっては、受注者自らが行う点検から除外することができるものとする。

9. 絶縁監視装置については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）には、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。なお、警報発生時の受信の記録は3年間保存するものとする。

10. 本業務を実施する者の確認等は次のとおりとする。

- (1) 本契約に際して、発注者は受注者と面接を行い、本人であることを確認するものとする。
- (2) 発注者及び施設の職員は、対象施設において点検等を行う者が、本契約書に明記された受注者であることの確認するものとする。
- (3) 受注者は、施設において点検等を行う際には、身分を示す証明書により本人であることを発注者及び職員に対して明らかにするものとする。
- (4) 受注者は、施設における点検が終了したときには、その結果を発注者に報告するものとし、発注者は、その記録を確認し、保存するものとする。

11. 本業務における相互の義務は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、受注者が行う本業務の実施にあたり受注者が指示した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また受注者の助言、若しくは指導があつた事項については、その意見を尊重するものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり発注者と協議決定した事項については、誠意をもって履行するものとする。

12. 本業務において、次に掲げる場合は、発注者と受注者相互で協議するものとする。この場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 保安規程を変更しようとするとき。
- (2) 電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出するとき。
- (3) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画するとき、工事を実施するとき並びに工事が完了し、竣工検査を行うとき。

- (4) 電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定めるとき。
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行うとき。
- (6) その他保安上必要と認められるとき。

1 3. 電気工作物の工事・保安・管理について必要な事項を受注者へ連絡する者（以下「連絡責任者」という。）は、施設長である大和有機センター所長とし、受注者は、連絡責任者との連絡が的確に行えるよう必要な措置を講じておくものとする。

1 4. 電気事故その他異常が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、発注者は直ちに受注者に通報するものとし、また、次に掲げる場合も、発注者は、速やかにこれを受注者に通知するものとする。

- (1) 1項の事項を変更するとき。
- (2) 契約に基づく権利義務の承継が行われるとき。
- (3) 設置者の名称若しくは代表者に変更があったとき。
- (4) 電気の保安に関する組織を変更するとき。
- (5) 連絡責任者を指名し、又は変更したとき。
- (6) 所管官庁が電気関係法令に基づいて検査又は審査を行うとき。
- (7) 電気工作物に関して所管官庁又は電力会社から通知があったとき。

1 5. 発注者は、受注者が実施した本業務の結果の記録等については3年、竣工検査の記録については5年、施設に保存するものとし、受注者は、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運用に関する発注者の記録の状況並びに書類及び図面の保存についての指示又は助言をすることができる。

1 6. 工作物の新設・増設・改修等を行うときは、受注者は、必要な諸官庁及び電力会社その他への手続きを行う。

1 7. 工作物に事故が生じたときは、遅滞なく発注者に報告し、復旧のための応急措置等行うこととする。

1 8. 本業務の履行にあたり、受注者は必要な諸申請、手続き等を行う。

1 9. 本業務の履行にあたり、必要な諸申請手数料等は、受注者の負担とする。

2 0. 発注者は受注者が中国四国産業保安監督部長の承認を得られなかった場合、及び本契約に違反した場合は、この契約を一方的に解除できるものとする。

2 1. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、製流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避電器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

別表1

点検、測定及び試験の基準

1. 電気工作物の点検、測定及び試験の基準

電気工作物の維持及び運用のために行う点検、測定及び試験は、原則として保安規程に基づき実施するものとする。

2. 点検の種類及び周期

(注) 年次点検には、月次点検を含む。

点検の種類	点検の周期
月次点検	隔月1回以上
年次点検	年1回以上
臨時点検	必要な都度

3. 月次・年次点検

保安規程の別表2（点検業務実施要領）及び別表3（点検基準1／2・2／2）によるものとする。

4. 臨時点検

電気事故が発生した場合、若しくは発生のおそれのある場合等に行う臨時点検は、次によるものとする。

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

(ア) 高圧機材が損壊し、短絡電流などにより受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物。

(イ) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合においては、遮断動作の原因となった電気機材。

(ウ) その他の電気機材に異常が発生した場合においては、その電気機材。

(2) 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合には、その都度、点検、測定及び試験を行う。

5. 工事期間中の点検

電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう工事期間中は、3. に掲げる月次点検と同等の外観点検を毎週1回行うものとする。

別表2

点検又は試験の一部を除外する対象電気設備及び機器

対 象 電 気 設 備 及 び 機 器
1. 建築基準法（第12条第3項）、消防法（第17条の3の3）、労働安全衛生法（第45条第2項）により、点検の実施に特定の資格を要する機器
2. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を必要とする機器（医療機器、オートメーション化された工作物機械等）
3. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉防爆機器等）
4. 立入に危険を伴う場所に設置される機器（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
5. 情報管理のため立入が制限されている場所に設置される機器（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
6. 衛生管理のための立入が制限されている場所に設置される機器（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
7. 機密管理のための立入が制限されている場所に設置される機器（独房室等）
8. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所に設置される機器
9. 事業用外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
10. 発電設備のうち、電気設備以外である自家用電気工作物

保 安 規 程

令和 7 年 月 日 制定

設置者 三原市

事業所 大和有機センター

保 安 規 程

第1章 総 則

【目的】

第1条 当事業場における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規定を定める。

【保安管理業務の委託】

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）は、電気事業法施行規則第52条の2第1号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）に委託するものとする。

2 前項の保安管理業務の範囲については、電気管理技術者との契約により定めるものとする。

【法令及び規定の遵守】

第3条 当事業場の設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定】

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、電気管理技術者の意見を求めるものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

【保安に関する業務の管理及び組織】

第6条 当事業場の電気工作物の保安に関する業務は、代表者又は代表者が指名した者が総括管理するものとする。

2 保安に関する業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表1「電気保安組織図」のとおりとする。
3 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を電気管理技術者に連絡する者（以下「連絡責任者」という。）を指名し、その氏名、連絡方法等を電気管理技術者に通知するものとする。
4 連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務を代行させるため代行者を指名するとともに、その旨を電気管理技術者に通知するものとする。
5 前各項に変更が生じた場合は、電気管理技術者に通知するものとする。

【設置者の義務】

第7条 電気工作物の安全な運用を確保するために、日常随時、電気工作物等の異常の有無に注意するとともに異常が認められたときは速やかに電気管理技術者に連絡するものとする。

2 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、電気管理技術者の意見を求めるものとする。
3 電気工作物の保安に関する電気管理技術者の意見は、これを尊重するものとする。
4 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に係る場合には、電気管理技術者と協議のうえこれを作成するものとする。

5 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気管理技術者を立ち会わせるものとする。

【従事者の義務】

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、その保安に関し、電気管理技術者の指導を受けるものとする。

第3章 保 安 教 育

【保安教育】

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安のために必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

2 前項の教育については、電気管理技術者と協議のうえ実施するものとする。

【保安に関する訓練】

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気事故その他非常災害が発生したときの措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

2 前項の演習訓練については、電気管理技術者と協議のうえ実施するものとする。

第4章 工事の計画・実施

【工事の計画】

第11条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止等をいう。以下同じ。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、電気管理技術者の意見を求めるものとする。

【工事の実施】

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、作業責任者を置くとともに、電気管理技術者の指導、監督のもとにこれを施工するものとする。

2 電気工作物に関する工事が完了した場合には、竣工検査を行い、電気管理技術者にその工事の計画に従って行われたものであること、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合するものであること、その他保安上支障がないことを確認させるものとする。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

【巡視、点検、測定】

第13条 電気工作物の保安のための日常巡視、月次点検、年次点検、臨時点検は、別表2に定める点検業務実施要領及び別表3に定める点検基準に従い計画的に行うものとする。

2 前項の各種点検の実施計画を策定するにあたっては、電気管理技術者と協議するものとする。

【電気工作物の維持】

第14条 巡視、点検、測定等の結果、技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、技術基準に適合するよう維持するものとする。

【事故の再発防止】

第15条 電気工作物に関する事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時点検を行いその原因を究明し、再発防止に遗漏のないよう措置するものとする。

- 2 事故その他異常の発生の原因究明並びに再発防止のためにとるべき措置の検討にあたっては、電気管理技術者の指導、助言又は協力を求めるものとする。

第6章 運転又は操作

【運転又は操作】

第16条 平常時及び事故その他異常発生時における電気工作物の運転又は操作をする機器の操作順序、操作方法については、電気管理技術者の意見をあらかじめ定め、見やすい場所に掲示しておくものとする。

- 2 受電用の遮断器又は開閉器を操作する場合は、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

第7章 電気事故及び災害対策

【防火体制】

第17条 電気事故その他非常災害に備えて、電気工作物の保安及び人命を確保するために、電気管理技術者と協議のうえ、適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

【電気事故時等の措置】

第18条 電気工作物に関する事故その他異常が発生し又は発生するおそれがある場合には、連絡責任者は、直ちに電気管理技術者その他関係先に報告又は連絡し、その指示を受けて適切な応急措置をとるものとする。

- 2 事故その他異常発生時の報告又は連絡すべき事項及び通報先等は、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておくものとする。

【災害等発生時の措置】

第19条 台風、洪水、地震、火災、その他の異常災害に伴い電気工作物に係る保安に重大な影響がある場合又はそのおそれがある場合、連絡責任者は、速やかに電気管理技術者に連絡し、その支持を受けるものとする。

- 2 連絡責任者は、災害等の発生に伴い危険と判断したときは、直ちに当該範囲の電源を停止することができるものとする。

第8章 記 錄

【記録等の保管】

- 第20条** 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は次の各号に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。
- 一 巡視、点検、測定及び試験の記録
 - 二 電気事故に関する記録
 - 三 絶縁監視装置からの警報の自動伝達記録
- 2 主要電気機器の補修記録は、別に定める設備台帳に記録し、当該機器が存在する期間保存するものとする。

第9章 責 任 の 分 界

【責任の分界】

- 第21条** 電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者と協議して定めるものとする。

第10章 雜 則

【危険の防止】

- 第22条** 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所には、危険である旨を表示するとともに、取扱者以外の者が立ち入らないように柵、扉等を設け、出入口に施錠装置及び立ち入り禁止表示を施設するものとする。

【備品等の整備】

- 第23条** 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等は、電気管理技術者と協議のうえ整備し、適切に保管するものとする。

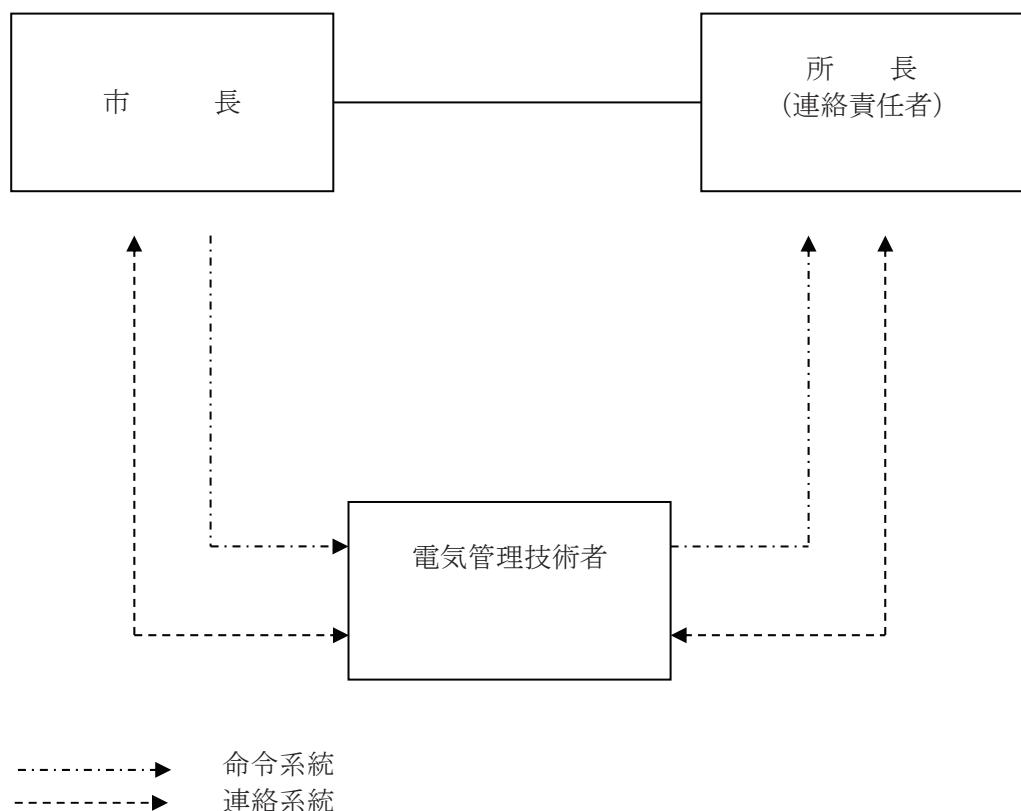
【設計図及び関係書類の整備】

- 第24条** 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等は、当該設備が存在する期間整備保存するものとする。

【手続書類等の整備】

- 第25条** 関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面その他主要文書は、その写しを設備が存在する期間保存するものとする。

電 気 保 安 組 織 図



別 表 2 (第13条第1項関係)

点検業務実施要領

巡回・点検の区分	日常巡視	工事中の点検	月次点検	年次点検	臨時点検
	対象設備	1～1週間の周期で運転中の電気設備、周辺の状況等を巡回しつつ目視、嗅覚、聴覚により異常の有無を点検する。	1週間に1回の周期で、電気設備の施工状況及び技術基準への適合状況を確認する。	1ヵ月～3ヵ月の周期で、電気設備の使用状態で行うもので、異常の有無、異常発生の前兆把握、電気設備の不安全・不適当使用等について点検するとともに、点検者の安全が確保できる範囲で機器、装備計器類の指示値確認及び測定により、異常の有無を確認する。	電気事故その他異常が発生したとき、異常が発生する恐れがあるときまたは定期点検記録値の経年変化等に著しい兆候が見られたときに特別に行う点検で、その原因を探求し、再発防止及び事故の未然防止のための措置を講ずる。
引込設備	設備に損傷を及ぼす物がないかまた作業が行われていないかを点検	[外観点検] 電気工作物の損傷、汚損の有無	[外観点検] 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無	機器の特性試験及び連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の特性試験及び連動試験
受電設備 配電設備	小動物、鳥獣、風雪及び部外者が入るおそれがないかを点検 異音、異常がないかを点検	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態 接地線等の保安装置の取付け状態	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 [測定等] 電圧値の適否及び過負荷等 (電圧、負荷電流測定) 低圧回路の絶縁状態 (漏えい電流測定)	機器の特性試験及び連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の特性試験及び連動試験 機器の内部点検
負荷設備	機器の運転に異常がないか、配線や機器に損傷がないかを点検			機器の特性試験及び連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の特性試験及び連動試験
発電設備	機器の運転に異常がないか、配線や機器に損傷がないかを点検		上記外観点検	機器の特性試験及び連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の特性試験及び連動試験
非常用予備 発電装置	機器の配線や機器に損傷がないかを点検		上記外観点検及び 機関の始動、停止の確認	機器の特性試験及び連動試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 停電状態における機関の自動始動及び停止	機器の特性試験及び連動試験

- 備考：1. 日常巡視は、感電等の危険防止の観点から、用具を使用せず安全な所からの目視、嗅覚、聴覚による外観点検をいう。
 2. 年次点検時には、測定・試験以外に月次点検の外観点検を行うものとする。
 3. 臨時点検時には、試験以外に異常のあった電気設備についての点検を行うものとする。

別 表 3 (第13条第1項関係)

点 檢 基 準 (1/2)

電 気 工 作 物		点 檢 ・ 測 定 ・ 試 験 項 目	点 檢 区 分		
			月次点検	年 次 点 檢	臨時 点検
			工事期間中	周 期	
引 込 設 備	支持物	外観点検	○	○	1年
	区分開閉器	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年
	電線・ケーブル				○
	避雷針・接地線	絶縁抵抗測定	○	1年	○
	地中電線路 引込線	接地抵抗測定	○	1年	○
受 電 設 備	受電室・電気室 キュービクル式 受・変電設備	外観点検 計器指示値の確認または測定	○ ○	○ 1年	○ ○
	遮断器	外観点検	○	○	1年
	開閉器	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年
	断路器	絶縁抵抗測定 機能点検		○ ○	1年 必要な都度
	電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器	外観点検	○	○	1年
	電力用コンデンサ 直列リアクトル	絶縁抵抗測定		○	1年
	変压器	外観点検 二次漏洩電流測定 絶縁抵抗測定 絶縁油の点検・試験 内部点検	○ ○ ○ ○ ○	○ 1年 ○ 必要な都度 ○	○ ○ ○ ○ ○
	受・配電盤 制御回路	外観点検 保護継電器の特性試験及び機器との連動試験 絶縁抵抗測定 計器校正試験・シーケンス試験	○ ○ ○ ○	○ 1年 ○ 必要な都度	○ ○ ○ ○
	蓄電池 充電装置	外観点検 電池の比重・液温・電圧測定	○ ○	○ 1年	○ ○
	接地工事 (接地線・保護管等)	外観点検 接地抵抗測定	○ ○	○ 1年	○ ○

点 檢 基 準 (2/2)

電 气 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 檢 区 分		
			月次点検	年 次 点 檢	臨時 点検
			工事期間中	周 期	
配電設備	支持物 電線・ケーブル 開閉器類 避雷器 接地線	外観点検	○	○	1年
		保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年
		接地抵抗測定		○	1年
負荷設備	配線、配線器具、 電動機・電気溶接機 電力応用機器、接地 線、電熱装置・照明 装置等	外観点検	○	○	1年
		絶縁抵抗測定		○	1年
		接地抵抗測定		○	1年
	特別機器	外観点検	△	△	△
		必要な点検・測定・試験	△	△	△
非常用予備発電装置	原動機・発電機 蓄電器	外観点検	○	○	1年
		始動・停止試験 (電圧・周波数測定)	○	○	1年
	接地装置・始動装置	絶縁抵抗測定・接地抵抗測定		○	1年
	充電装置	保護継電器の特性試験及び機器との連動試験		○	1年
	その他付属装置	電池の比重・液温・電圧測定		○	1年
絶縁監視装置		外観点検、警報レベルの確認	○	○	1年
		設置値における誤差確認		○	1年
		動作試験・警報発報試験		○	1年
		自動伝送試験		○	1年

備考：1. 外観点検とは、主として目視により点検することをいう。

2. 負荷設備のうち特別機器とは、保守点検を行うために特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器または立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備等をいう。

3. △印を付した事項は、専門業者において実施する。

4. 年次点検には、月次点検を含む。